

大和市行政手続条例施行規則及び大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 3 号

大和市行政手続条例施行規則及び大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部
を改正する規則

(大和市行政手続条例施行規則の一部改正)

第 1 条 大和市行政手続条例施行規則（平成 9 年大和市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「大和市行政手続条例（平成 9 年大和市条例第 2 号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 3 6 条の 3 第 2 項」を「第 3 5 条の 3 第 2 項」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法)

第 3 条 条例第 1 4 条第 4 項（条例第 2 1 条第 3 項及び第 2 8 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 1 4 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

別表中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同表第 1 号様式の項及び同表第 2 号様式の項中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同表第 3 号様式の項及び同表第 4 号様式の項中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

(大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年大和市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

第17条第1号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改める。

第15号様式中「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。